

労働者派遣法の速やかな改正に関する意見書（案）

厚生労働省は、労働政策審議会の答申を受けて、今国会に提出する労働者派遣法改正の法律案要綱を作成した。

ところが、その内容は、旧政権時代の相次ぐ「規制緩和」で派遣労働者がモノのように「使い捨て」にされる状態を一日も早く無くしてほしいという国民の切実な願いにこたえるものとはなっていない。

法律案要綱は、製造業派遣の禁止については、派遣元において常時雇用する労働者を除くとしている。また、登録型派遣の禁止については、専門的な知識、技術、経験を必要とする業務（専門２６業務）を対象外としている。さらに、施行期日については、公布の日から３年以内、一部は５年以内となっている。

しかし、「派遣切り」の際には、たとえ常用型派遣の労働者であっても、元々不安定な形態である登録型派遣と同じように解雇された。

また、専門２６業務の中には、電子計算機やタイプライターを操作する「事務用機器操作」など、今では一般業務としか言えないものがある。１００万人に達するともいわれる専門２６業務に従事する派遣労働者のうち、「事務用機器操作」に従事する人は４５万人にも上り、それらの人々も専門業務ということで３年の派遣期間制限の対象外となってしまう。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働者派遣法を今国会で改正し、製造業派遣及び登録型派遣の「原則禁止」を速やかに実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年３月 日

東京都議会議長 田 中 良

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて